

○宇治市障害者等日常生活用具給付等事業実施要項

平成18年10月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、重度の障害者等に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具の種目及び対象者等は、別表のとおりとする。

2 用具の貸与の対象となる者は、別表に定める対象者であって当該年度（ただし、4月～6月に申請した場合は前年度）の市町村民税非課税世帯に属するものとする。

(給付等の申請)

第3条 用具の給付等を受けようとする者（給付等の対象者又は障害児の保護者をいう。）は、あらかじめ、氏名及び住所その他申請に必要な事項を記入した申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、給付等の適否を決定の上、通知するものとする。

(用具の給付等の実施)

第4条 用具（点字図書を除く。）の給付を受けた者又はこれを扶養する者（以下「受給者等」という。）は、用具の購入に要する費用の一部を負担するものとする。

2 受給者等が負担する額は、別表により算定した額（以下「利用者負担」という。）とする。

3 受給者等は、給付の決定内容、利用者負担その他の内容を記載した給付券（以下「給付券」という。）とともに利用者負担を、用具を購入した業者に直接支払うものとする。

4 用具を貸与した者に対する貸与期間は、貸与を受けた対象者が

障害者施設へ入所することその他の事情により用具を必要としなくなるまでの間とする。

（費用の支払い）

第5条 用具を納品した業者は、給付券に基づき、用具の納品に要した費用のうち給付対象となる費用から、受給者等が前条第3項により直接業者に支払った額を控除した額を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときはその内容を確認のうえ、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

（用具の管理）

第6条 市長は、用具の給付等を実施するに当たって対象者に次の条件を付するものとする。

（1）受給者等は、当該用具を給付等の目的に反して使用してはならない。

（2）前号に違反した者は、給付等に要した費用の全部又は一部を返還するものとする。

（3）用具の貸与を受けた者は、次の要件を遵守しなければならない。

ア 用具の貸与を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者（以下「借受人」という。）は、当該用具の一部又は全部をき損し又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

イ 借受人は、用具を使用する者が当該用具を必要としなくなったときは、速やかに市長に返還しなければならない。

（用具の再給付）

第7条 市長は、一部の用具を除き、既に給付した用具が耐用年数（当該用具を給付した日から別表に定める耐用年数を経過するまでの期間をいう。次項において同じ。）を経過した場合において、次に掲げる要件に該当するときは、当該用具と同一の種目の用具を再給付することができる。

(1) 修理不能と認めるとき。

(2) 部品の交換よりも給付の方が合理的かつ効果的であると認めるとき。

(3) 操作機能の改善により新たな用具の方が受給者にとって使用効果が向上すると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、既に給付した用具が耐用年数を経過していない場合において、修理不能により当該用具の使用が困難となったときは、当該用具と同一の種目の用具を再給付することができる。

3 第 3 条、第 4 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 条並びに前条第 1 号及び第 2 号の規定は、用具の再給付について準用する。

(給付等台帳の整備)

第 8 条 市長は、用具の給付等（再給付を含む。）の状況を明確にするため、障害者等日常生活用具給付・貸与台帳を整備するものとする。

(その他)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。